

新潟県 Go To Eat キャンペーン 食事券取扱店マニュアル **改訂版**



〈2020年11月20日までに食事券取扱店登録のお申込みのうえ取扱店登録済の店舗様へ〉
新潟県 Go To Eat キャンペーン 食事券をお取り扱いいただきありがとうございます。
以前お送りしたマニュアルの一部が変更となりましたので、改めてお送りします。

当取扱店マニュアル【改訂版】をご参照のうえ、ご対応ください。
※変更点は黄色地の部分です。

事業趣旨

新潟県 Go To Eat キャンペーン 食事券発行事業は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた新潟県内の飲食店を応援するために、新潟県内の飲食店での支払いにおいて利用可能な食事券を発行し、需要を喚起する事業です。

※この事業は農林水産省からの業務委託を受けて実施しています。

新潟県 Go To Eat キャンペーン 事業の概要

- 名称 / 新潟県 Go To Eat キャンペーン 食事券発行事業
- 発行者 / 新潟県 Go To Eat キャンペーン 食事券共同事業体
- 食事券 / 75万冊 (1冊: 額面 500円 × 25枚)
- 販売価格 / 1冊 10,000円 (額面 12,500円)
- 購入限度額 / 1人につき1回あたり 20,000円まで購入可 (2冊、額面 25,000円)
※購入回数限度なし ※事前予約や抽選方式ではなく、販売店での現金購入
- 購入期間 / 令和2年10月5日(月)～令和3年1月31日(日) ※売り切れ次第、販売終了
- 利用有効期間 / 令和2年10月5日(月)～令和3年3月31日(水)
- 購入対象者 / 新潟県民(新潟県在住、在勤、在学も含む)を主な対象とするが制限はない
- 取扱対象店 / 新潟県内の飲食店

5. 換金について でお示しする通り、換金受付回数を増やすにあたり、必要なツールを追加でお送りします。

1. 今回お送りした追加ツール

- ① 換金回数変更ご案内状
- ② 取扱店マニュアル【改訂版】(本紙)
- ③ 追加分の換金申込書付きの換金専用封筒(4点)
- ④ 新潟県新型コロナお知らせシステムのチラシ ※以前お送りした店舗様には同封していません

2. 取扱店コード

ツールの③換金申込書の左上に、取扱店コード(5桁の数字)が書いてあります。この取扱店コードは、以前お送りした換金申込書に記載されているコードと同じです。取扱店を判別するもので換金時にも必要ですので、別途記録しておいていただくことをおすすめします。

3. 販促ツール

- ステッカーは、期間終了後は速やかに取り外してください。

4. 食事券について

- 食事券は500円券のみです。偽造防止策を講じてあります。以前お送りしたツール食事券の見本券にて、あらかじめご参照ください。

《偽造防止策》 マイクロ文字: コピーでは表現できないほど小さな文字をデザイン上に入れ込んでいます。

複写防止: 表面右側に、コピーすると「複写」と表示されるデザインを入れ込んでいます。

パールニス: 表面右側に、淡く光る印刷を施しています。コピーでは表現できません。

- 会計時に受け取った食事券が、他事業者で発行された券や他のクーポン券などではないか確認をお願いします。
- 色合いや紙質が明らかに違う、「複写」の文字が表示されている、淡く光る部分がないなど、偽造されたものと疑われる場合は、受取りを拒否し、その事実を速やかに発行者までご連絡ください。
- ご利用有効期間内であるかをご確認ください。

- すでに食事券の裏面に消印、受領印があるものは受け取らないでください。
- 食事券と現金との交換はできません。
- おつりは支払わないでください。
- 食事券を使用して購入された品の返品や返金には応じないでください。
- 受け取った食事券は再利用などの不正防止のために、食事券裏面へ取扱店の社判などで消印をしてください。
- 受け取った食事券は指定の金融機関で換金申込をしていただきます。それまで大切に保管してください。

5. 換金について の項目をご参照ください。

【食事券の使用対象】

- 登録飲食店での「飲食のみ」が使用の対象となります。レジ横で販売しているレトルト食品などの支払いには食事券は利用できませんのでご注意ください。
- 登録飲食店が自ら行うデリバリーやテイクアウトは使用の対象となります。ただし、ウーバーイーツのような出前専用サイト利用時の支払いには食事券は利用できません。また、飲食店が配達を他の事業者へ依頼している場合も食事券は利用できませんのでご注意ください。

【その他留意事項】

- 登録飲食店において、当食事券を使用対象としない商品を独自に定める場合は、予め食事券使用者が認識できるように明示してください。
- 「取扱店マニュアル【改訂版】(本紙)」に記載されていない事項に関しては、必要に応じて協議の上定めます。
- 食事券の盗難、紛失、滅失に対しては、発行者はその責を負いません。
- 食事券の譲渡や転売は禁止されています。

5. 換金について

- 食事券取扱店様からの要望を受け、下記のとおり換金受付回数を増やすことにいたしました。併せて、1回あたりの食事券換金申込枚数制限を撤廃いたしました。

【変更後の換金スケジュール】

追加した振込回は4回(右表内のオレンジ色の網がけ部分)、1飲食店あたり計11回となります。

それぞれの換金申込締日までに申込いただいた分は、振込期限までに随時振込いたします。また、最終換金申込期限は2021年4月9日となります。最終換金申込期限を過ぎた場合はお受けいたしかねます。期限厳守をお願いします。

- 食事券の換金申込受付窓口は、第四銀行および北越銀行の新潟県内各店舗です。受付時間は各店舗の窓口営業時間となります。詳細は各銀行のホームページにてご確認ください。

回	換金申込締日	振込期限
1	10月30日	11月25日
2	11月30日	12月25日
3	12月15日	1月8日
4	12月30日	2021年1月25日
5	2021年1月15日	2月10日
6	1月29日	2月25日
7	2月15日	3月10日
8	2月26日	3月25日
9	3月15日	4月9日
10	3月31日	4月23日
11	最終換金申込期限: 4月9日	5月10日

第四銀行

(ローンセンター、コンサルティングプラザ、インターネット支店、店外ATMコーナーは除きます)



北越銀行

(暮らしの応援ひろば、ローンプラザ、振込専用支店、店舗外キャッシュコーナーは除きます)



※両行は令和3年1月に合併し第四北越銀行となる予定ですが、合併後も引き続き新潟県内各店舗において受付いたします。

【換金申込の流れ】

- ①全ての食事券の裏面に取扱店コードまたは店舗名を記入してください。
- ②換金申込書へ、必要事項を記入してください。⑤専用封筒へ、必要事項を記入してください。
- ③食事券を専用封筒に入れて封をしてください。
- ④換金申込書が専用封筒に貼付された状態で、金融機関窓口へお持ち込みください。(5枚ともはがさずにお持ちください)
- ※振込手数料は発行者が負担します。

【ご注意ください】

- 慎重に食事券枚数のカウントをお願いします。新潟県 Go To Eat キャンペーン食事券共同事業体にて確認した食事券の枚数と換金申込書に記載された枚数とが相違している場合には、共同事業体にて確認した食事券枚数に準じた金額で振込いたします。この処理をしたうえは、共同事業体はその責任を負いません。枚数相違など確認が必要になったものについては、振込期限後の振込となる場合があります。
- 最終換金申込期限を過ぎた場合は、お受けいたしかねます。期限厳守をお願いします。
- 専用封筒から換金申込書をはがさず、専用封筒に必ず封をしてお持ち込みください。
- 換金申込書は1回の換金申込にあたり、1点のみご使用ください。(換金申込書付きの換金専用封筒の追加提供は致しかねますのでご了承ください。)
- 食事券枚数が多く専用封筒に入りきらない場合は、別途袋などをご準備いただき、袋に食事券を入れて必ず封をしてください。袋には取扱店コード、登録飲食店店舗名、食事券枚数を記入し、袋の外側に換金申込書を貼付してください。
- 換金申込書は、コピーしての使用は不可です。

6. その他

新型コロナウイルス感染症への対応に関して、保健所が感染症発生時に行う感染経路の推定などのための調査にご協力ください。また万が一、お客様や従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、コールセンターへご一報ください。その際、問い合わせ先となる保健所についてお聞かせください。(例: ○月○日、○○飯店の従業員1名が陽性判定、○○保健所から連絡あり)

お問い合わせ

新潟県 Go To Eat キャンペーン 食事券共同事業体
コールセンター 025-382-5510

(土日祝除く 10:00 ~ 17:00 令和2年12月29日~令和3年1月5日を除く)

順次
公式サイトへ
情報アップ!

